

行革110番 都議レポート

2005.3.15
No.10



事務所 〒155-0033 東京都世田谷区代田5-10-6 イーストコート代田201 電話/Fax 5431-0633
都議会控室 電話 5320-7281 Fax 5388-1829
ホームページ <http://www.gyokaku110ban.jp/>
メール goto110@kt.rim.or.jp

発行責任者 **行革110番**
都議会議員 後藤雄一

税金のムダ使いを許しません!

海洋投棄は10,000立方メートル!

伊豆七島の式根島から「砂まじりの岩を海に海洋投棄している。」という一通のメールが行革110番に届きました。

調べると、平成16年1月、港湾局は式根島の玄関口「野伏漁港」の浚渫工事を約10,000立方メートルの砂まじりの岩を浚渫しました。

そのまま海へ投棄すれば良いものを、陸揚げし、野伏漁港から数キロ離れた村が管理する産業廃棄物一時保管場所に運び込み、仮置きしました。工事は3月30日に完了しました。しかし、たった3カ月後の6月に、その保管していた約10,000立方メートルの砂まじりの岩を海洋投棄する事とし、地元A建設と契約しました。



産業廃棄物一時保管場所に置かれた10,000m³の砂まじりの岩

投棄地点の工事写真をねつ造!

行革110番は港湾局に工事写真の提出を求めました。すると、海洋投棄場所が

右下の黒い■が10キロ地点



「野伏漁港から10キロ先の新島沖」であること、A建設が提出した地図と写真がありました。しかし、島の方々から「野伏漁港の岸壁から目と鼻の先に海洋投棄し

都・発注工事に海上保安庁の捜査が!

行革110番の調査・告発により、伊豆七島「式根島・野伏漁港」改良工事で、都港湾局のズサンな設計、監督員(都職員)による工事写真ねつ造、業者の海洋不法投棄が発覚し、海上保安庁が巡視船を出动させ、ダイバーを潜らせ捜査する事件に発展した。

た」と聞いていたので港湾局を追求すると岸から200〜300メートル程先に海洋投棄した事を認めました。つまり、左上の投棄地点の地図、そして左の都職員がGPSを指差して投棄地点を確認している工事写真は全てねつ造されていたのです。



GPSを指差すヘルメット姿は都職員(監督員)

産廃まで海洋投棄!

A建設は、船に積み込むため、投棄する砂混じりの岩を岸壁に積み上げました。その中に、鉄筋、鉄骨、そして、コンクリートの産廃が混ざっているのを島の方々は見て怒りを爆発させたのです。

また、野伏漁港のすぐ脇に作られた魚礁付近にも投棄していたというので、1月29日、行革110番は地元のダ



ダイブ前の行革110番 後藤

石原知事も言語同断と怒った!!

ダイバーに頼み一緒に潜ってみました。海底には、工事用ビニールシート・土囊・ワイヤー、ビニールホース、タイヤ等が岩の間に挟まっています。

砂まじりの岩が「魚礁」に!

A建設は海上保安庁に魚礁を作るとし、投棄地点の「変更届」を出し、9月15日から海洋投棄を始めました。(港湾局の説明では、実際は7月から始めていました。)「変更届」には、深さ20mの海底に40m×20m、高さが2mに岩を積上げ魚礁を作る事、船はアンカーで固定し岩を投入する事、ダイバーに潜らせ調査をする事が書かれています。

しかし、島の方々が「船はアンカーも打たず、潮に流され行ったり来たりして、ただ捨てていた」と証言しています。

下の写真を見て下さい。これが海洋投棄の状況です。ほとんど砂の様です。海面は砂を海にばらまいたように茶色く濁っています。島の方の目撃証言が正しければ、海上保安庁に提出した「変更届」の記載もデタラメだった事になります。

港湾局の文書は疑ってかかる必要があるようです。

海上保安庁が「海猿」投入!

海上保安庁は行革110番の告発を受けて2月18日朝、大型巡視船「PL31(2,000トン級)」を式根島沖に停泊させ、海洋不法投棄された海底に海猿(ダイバー)を潜らせ、海底の状況を検査しました。

この日は、朝から風が強く、海は波が高く大荒れでしたが、さすが「海猿」と関心は見とれていました。捜査は現在も続いています。



海上保安庁の巡視船「PL31(2,000t)」とダイバーを補助するボート「PL31-M2」

石原知事も議会で怒った!

上記の内容は、3月3日の都議会本会議で行革110番の一般質問をまとめたものです。

行革110番の質問に石原知事は海の男らしく、怒りをあらわにし、「言語同断、調査して二度と行われないよう厳重注意し、適切な施行をする」と答えました。(選挙が近付くと、記事には質問者の氏名は載らないようです)。

これが港湾局が行っている公共事業の実態でした。でも水山の一角でしょう!

行革110番は、港湾局工事に包括外部監査人のメスを入れるように知事をお願いしておきました。



約10,000立方メートルの砂混じりの岩が写真のように海洋投棄された。

◆式根島の野伏漁港浚渫工事に出た産廃や岩塊を業者が漁礁に海中投棄し、投棄場所の届け出写真もねつ造った」との指摘に対し、石原知事は「言語同断。調査して二度とこういうことが行われないよう厳重注意し、適切な施工を指導する」と答えた。成田浩港局長は業者に対し、過払い金を返還させたいと、指名停止処分にしたことを明らかにした。

周囲12キロの島に、巨大スロープ出現!

周囲12キロの小さな式根島に都が建設中の都道237号線があります。交差する村道にトンネルを作り、立体交差させているのですが、車いす・自転車、上を走る都道から下の村道におりるために利用できるようにと、スロープを作っています。

左の写真が現在工事中のスロープです。幅2メートル、コンクリートの壁の高さが一番高いところで4メートル、スロープの全長が約100メートルです。

仮に車を道路に駐車して、車いすで約100メートルのスロープを降りたとしても、降りはこのスロープを押し上げて上らなければなりません。

誰がこのスロープを使うのでしょうか? 現在ある村道を迂回しても5分もかかりません。島の方々も呆れています。さらに平成17年度にはス



都道237号線のスロープ。長さは99m。実は村道を迂回しても5分とかからない。



スロープの中、幅2m、壁は高い所で4mを超える。観光客が自然を満喫しに来て、この有様では!!

ロープを完成させる工事費1,000万円を含め、都道237号線の延伸工事に4,000万円計上しています。

このスロープは観光客から迷って利用するかも知れませんが、島の方々は使われないのですから即期中止すべきです。

誰が何のために計画したのでしょうか? 予算の無駄遣いをどうして容認したのでしょうか。利用しないスロープ、必要としない道路より、都の公共工事で壊した自然の回復・復元に予算を使うべきです。

良識ある役人なら無駄とわかってはいるはずですが、しかし、役人天国の住人になつてしまふと甘い汁? 甘い誘惑? そして、沈黙!! という役人の醜い姿をさらけ出し、仕事を続けるのです。



都営火葬場の料金は?

東京23区には、火葬場が9ヶ所あります。民間が7ヶ所と、世田谷・目黒・品川・大田・港区が組合をつくって設立した公営の臨海斎場、そして、東京都が(財)東京都公園協会に業務委託している都営の瑞江葬儀所です。

私事で恐縮ですが、昨年暮れ母が亡くなり、渋谷区にある代々幡の火葬場を利用しました。代々幡の火葬場は民間の経営です。火葬料金は普通のクラスで48,300円支払いました。

葬儀について関心を持ち調べてみると、都営瑞江葬儀所の火葬料金は申請者が都民の場合は10,800円、都民以外の場合は54,000円です。

亡くなられた方が都内に住んでいても、申請者が都外に住んでいたら5倍の料金を請求されます。

葬儀は亡くなられた方のお住まいだった、地元で行うのが一般的です。亡くなられた方が都内に在住していたら、都民の料金10,800円が適用されるべきと考えます。

また、料金表を見ると7歳を境に一般で言うところの大人料金、子供料金の区別をつけています。政令指定都市を調べたところ、4市は12歳を境にしています。東京都も12歳とすべきと考えます。

瑞江葬儀所での火葬料の実費用は56,200円、平成15年度の東京都の赤字補填分は2億1,800万円と言います。火葬場は市区町村の事業です。都道

府県で火葬場を持つているのは東京都だけです。

葬儀は亡くなられた方の地元で行うのが一般的であり、瑞江葬儀所を利用する申請者は、地元の江戸川区・墨田区・江東区・葛飾区民の利用が76%を占めていることからわかります。

驚いたことに世田谷区民は、区民税から臨海斎場の負担分、その上、都営瑞江葬儀所の赤字補填分まで負担しているのです。瑞江葬儀所は、いろいろな歴史的背景があるのも事実ですが、世田谷区から江戸川区にある瑞江葬儀所を利用するのは地理的に困難です。臨海斎場も遠いですよね。

火葬場は市区町村の事業という原則に則り、地元自治体に譲り渡すべき、と考えます。

消防署のベランダにプレハブ給湯室!

ドンキホーテの放火事件で消防庁が査察している光景がマスコミで報道されました。ところが、行革110番が荏原消防署を視察したところ、ベランダ・屋上にプレハブの倉庫が5棟建てられ、その内の1棟は廊下とベランダの壁をぶち抜き、新たにドアを取り付け、電気・水道・配水の設備を付け、そして、冷蔵庫、コーヒーマーカーまで置いて、給湯室として利用していたのです。建設基準法に違反すると聞いています。

東京消防庁に問い合わせると、ベランダにプレハブ倉庫を設置していると、査察の際に指摘事項となるそうです。なのに消防署が査察の検査項目・指摘項目を守っていないのでは示しが付きません。行革110番の指摘でプレハブはすぐに撤去されました。災害予防のために都民に

火災予防に逆行かベランダに倉庫

東京消防庁が撤去指示
東京都消防庁は、荏原消防署の消防署のベランダにプレハブ倉庫を5棟建て、そのうち1棟は廊下とベランダの壁をぶち抜き、新たにドアを取り付け、電気・水道・配水の設備を付け、そして、冷蔵庫、コーヒーマーカーまで置いて、給湯室として利用していたと指摘した。建設基準法に違反すると聞いています。



給湯室として使われていた荏原消防署のプレハブ給湯室の内部。冷蔵庫・コーヒーマーカーが設置されている。

ものです。

また、東京消防庁厚生課から矢口消防署の職員に当たって「立川国際ゴルフクラブの案内」と書かれたファックスが行革110番に届きました。職務時間中に困ったものです。

編集後記

○東京都には、伊豆七島、小笠原と自然豊かな美しい島々があります。
○公共事業の要素の一つは、広大な建設スペースです。
○自然豊かな島の、自然を壊せば、広大なスペースはいくらでもあります。
○港湾施設は、海という広大なスペースにコンクリートで作ります。
○島の漁業協同組合等からの要望があったので作事を決定した?と言いつつ、すべて本当かな?
○今回取り上げた「式根島の海洋投棄」も、漁業協同組合からの魚礁作りの要望があった、と港湾局は正当化しますが、砂の魚礁は非常識です。
○都道237号線に作られたスロープも、非常識?です。
○要は、建設業者に金が支払われれば?と勘ぐりたくありません。
○建設業者にでなく、地元生活者の為になる公共事業に移行しなければなりません。
○他にもお伝えしたい事があります。行革110番のホームページをご覧ください。
○今年は無許可書き換え!伏魔殿都議会・都庁改革にエンジン全開で取り組みます。税金のムダ使いに関する情報お寄せ下さい。



桜上水・パン屋「ウッドベッカー」にて長野県田中康夫知事と行革パン屋後藤雄一

平成17年2月15日 毎日新聞朝刊

写真は行革110番提供